

令和 2 年度第 1 回伊丹市環境審議会専門委員会議事録

日時：令和 2 年 11 月 26 日（木）14 時 00 分～16 時 50 分

場所：伊丹市役所議会棟 3 階 議員総会室

・出席状況 8 名中 6 名出席

出席者 笠原委員長、塚口委員、杉本委員、中野委員、田中委員、木下委員

欠席者 菊井副委員長、宮川委員

・傍聴者 なし

・配布資料

資料：①伊丹市環境審議会専門委員会名簿（次第裏面）

②（仮称）統合新病院整備工事に係る環境影響評価概要書に対する伊丹市環境審議会での主な意見

③令和 2 年度第 3 回伊丹市環境審議会議事録

④概要書住民意見に対する見解書（第 1 次）

⑤現地調査地点図（概要書 P. 113 修正版）

⑥環境項目「景観」に関する資料

⑦環境項目「動・植物」に関する資料（植生図）

⑧環境項目「動・植物」に関する資料（「伊丹の貴重な生物リスト」、「侵略的生物リスト」）

⑨事業計画概要に関する資料

⑩令和 2 年度第 1 回環境審議会専門委員会の欠席委員からの意見

補足資料：事業計画地の周辺道路における交通状況の撮影地点図

1. 開会（14：00）

・関西国際大学 現代社会学部 総合社会学科 教授 田中栄治氏への専門委員委嘱状交付

・出席状況の確認

事務局より、伊丹市環境審議会専門委員会設置要綱に基づき、本専門委員会が成立していることを報告。

・署名委員の指名

中野委員、木下委員を選任

2. 審議事項

（1）（仮称）統合新病院整備工事に係る環境影響評価概要書について

【環境影響評価概要書の審議】

・事務局より、資料②および資料③の説明（読み上げ）

・事業者より、資料④の説明（読み上げ）

・事業者より、資料⑤の説明

○事業者

現地調査地点図（概要書 P. 113 修正版）について説明する。第 3 回環境審議会において、現地調査地点図の交通量、騒音・振動、低周波音の測定地点について、種別である敷地境界と沿道境界の表記が不明確であるとのこと指摘をいただいていたため、今回、改めて修正版を示す。具体的には各調査項目 A から D に対して、さらに 1 から 3 の区分を設けて調査地点の種別を区別できるような表記とした。

・事業者より資料⑥の説明（読み上げ）

○事業者

「図 事業計画地周辺の主要な景観資源・眺望点（風致地区、天然記念物、巨樹・巨木）と可視領域（現

地踏査結果)」について説明する。これは、事業計画地周辺の主要な景観資源、眺望点および可視領域を示したもので、赤の点線については事業計画地である市立伊丹病院を中心に半径 1.5 km の円を示している。眺望点の内、遠景については風致地区から 4 地点を選定しており、記号 A で表記している。A-1 は昆陽池公園の昆虫館付近、A-2 は瑞ヶ池公園付近、A-3 は緑ヶ丘公園付近、A4 は昆陽寺付近を示している。次に中景については、5 地点を選定しており、記号 B で表記している。B-1 はスワンホール付近、B-2 は県道米谷昆陽尼崎線の北部、B-3 は県道米谷昆陽尼崎線の南部、B-4 は国道 171 号の東部、B-5 は国道 171 号の西部を示している。

次に近景について説明する。近景は事業計画周辺の歩道からの視点を想定しており、航空写真にそれらの地点を多数プロットした資料を用意している。予測・評価について、基本設計において建物配置が概ね確定した時点で、この中から選定する予定である。

今後、景観については、統合新病院やその他の付帯施設の計画において、伊丹市域の歩行者や道路を走行する車両からの視点等に十分配慮し、伊丹市都市景観条例や伊丹市景観計画に定める景観形成基準等にも適合するとともに、新庁舎を含めた周辺地域の景観との調和を図るよう検討していきたいと考えている。

・事業者より資料⑦の説明（読み上げ）

○事業者

令和元年度 伊丹市現存植生図について説明する。事業計画地は「樹木の多い住宅地」および「住宅地」に該当しており、植物の生育環境に変更はない。

・事業者より資料⑧の説明

○事業者

生物多様性いたみ戦略からの抜粋資料として、伊丹の貴重な生物リスト、侵略的生物リストについて説明する。事業計画地内において、該当する生物の生息および生育環境はない。

・事業者より資料⑨の説明（読み上げ）

○事業者

説明は以上です。

○委員長

先ほど資料②について説明があったが、これは第 3 回環境審議会において事業概要や概要書の説明がなされた上で、各委員から出された意見を整理したものである。本専門委員会は環境影響評価を進めていく中で、環境審議会にてさらに詳細な検討が必要との判断から、新たに専門委員も招集して設置したものである。

また、概要書は環境影響評価を行うにあたり、基本的な方向性や予測・評価方法等を示すものである。現状、審議が準備書段階で検討する内容まで踏み込んでいるが、準備書を作成する中での方法や課題等を 2 回の専門委員会にて審議し、答申案を作成していくという方向性でよろしいか。

○委員

（了承）

○委員長

それでは、第 3 回環境審議会においても課題があるとされていた交通量への影響について、事業者より映像資料を用いた説明があるとのことなので願います。

○事業者

補足資料について説明する。No. 1 が事業計画地東側の出入口付近、No. 2 が事業計画地西側の県道米谷昆陽尼崎線の交差点付近（市立伊丹病院出入口）、No. 3 が事業計画地南側の国道 171 号の歩道橋からの映像である。各地点において、複数の時間帯を撮影しており、数分ずつご覧いただく。

【No. 1 11 月 10 日（火）午前 8 時の映像再生】

○事業者

今、ご覧いただいているのが事業計画地東側の市道で撮影地点は保育所の出入口付近となっている。一部の職員も利用しているが、主に通学として利用されているため、自転車の通行量が比較的多い。また、自動車については、保育所の送迎の車両が多少通行する程度である。

【No.1 11月10日（火）午後2時30分の映像再生】

○事業者

午後2時頃になると、ほぼ通行がなく通常はこのような状態である。

○委員

事業計画地東側の前面道路には歩道が整備されているのか。

○事業者

事業計画地の対側に歩道が整備されている。

【No.2 11月10日（火）午前8時の映像再生】

○事業者

撮影地点は事業計画地西側の県道付近となっており、市立伊丹病院の一般患者駐車場入口付近のカメラによる撮影データである。市立伊丹病院への入庫車両のピークが8時台前半のためその状況を示したものとなっている。駐車場料金所の向かって右側が入庫ゲート、左側が出庫ゲートとなっている。市立伊丹病院出入口交差点については信号機が設置されている。駐車場の利用者は外来患者、入院患者および患者の見舞客であり、駐車台数は約164台である。駐車場入庫時の車両進入経路は、正面ロータリーを經由し駐車場に進入する。映像において、県道の南行き車両の渋滞が確認されるが、これは国道171号との交差点の信号機による影響と考えている。朝の時間帯では、国道171号との交差点で右折する車両が少し多い。

【No.2 11月10日（火）午前10時の映像再生】

○事業者

市立伊丹病院への入出庫ピークの時間帯を撮影したもので、開院すぐの診察を終えた患者の出庫と新たに予約等で来院される患者の入庫によるものと考えている。市立伊丹病院の外来診療は8時45分頃から順次開始しており、開院すぐの来院で血液検査を受けられる場合、1時間以内には結果が出るため9時半前後からが本格的な診察となっている。早い方だと5分、10分程度で診察が終わるため、10時前後がピークとなっている。入庫に関しても、午前中の外来診療の人数が多い。なお、院内に事前精算機を設置しており、事前精算した場合は出庫の際に駐車カードを挿入するだけでスムーズに出庫いただける。

【No.2 11月10日（火）午後2時半の映像再生】

○事業者

県道および市立伊丹病院利用者による交通量の平常時の映像となっている。午後になると、市立伊丹病院利用者による車両の出入りは比較的穏やかな状態となる。また、県道についても、通行車両の台数が減り自然な流れとなっている。

【No.3 11月10日（火）午前8時の映像再生】

○事業者

事業計画地南側の国道171号の歩道橋から西側を撮影したものである。画面右手に市立伊丹病院があり、奥の右上に見えているのが住友電気工業㈱の建物である。この時間帯は、どちらの方向に向かう車両も流れているが、東側の大阪方面に向かう車が若干多くなっている。No.2の映像において、車両の流れが少し悪くなっているところがあったが、県道の南行き車両の一部は、国道171号に右折で合流することになり、この車両が少し多いという状況である。

【No.3 11月10日（火）午後2時の映像再生】

○事業者

国道171号の平常時の映像である。午前8時台に比べると通行車両の台数が減っており、スムーズに流

れている。以上が動画の資料である。

○委員長

ありがとうございます。次に審議に入る前に、本日欠席の委員より事前に意見聴取した資料⑩の説明をお願いします。

○事務局

本日欠席委員また出席いただくこととなった委員から意見を賜っているため報告させていただく。

・事務局より資料⑩の説明（読み上げ）

○委員長

資料②から資料⑩および映像資料について、事務局および事業者から説明があった。審議にあたっては本事業が事業計画地周辺の住環境に与える影響等に関して検討する必要があり、適切な環境影響評価ができるよう、委員の皆様には可能な限り意見を出していただき、お気づきの点や配慮すべき事項等があれば、忌憚なく広くご意見いただくようお願いする。

まず、資料⑩に示されている、本日欠席委員と、出席されているが事前に頂いた委員の意見に対して事業者より回答をお願いします。

○事業者

欠席委員からの意見に対して回答する。

まず、委員の「全般事項-交通安全対策」については、交通安全対策の具体的な内容の説明を準備書に記載する。

環境項目「水質汚濁」については、土壌掘削は土留等により止水処理を行った上で実施し、それでも生じた工事湧水は適切に処理を行い水路等の公共用水域に排除する。

供用後施設からの汚水排水については、除害施設での排水処理や産廃処理等、具体的な対応方法を準備書に記載する。

環境項目「土壌汚染」については、病院施設は 1,4-ジオキサンを工業用途で使用する主要な排出源ではない。また、①洗剤等に不純物として含まれる濃度は一律排水基準 0.5mg/L はもちろん、環境基準の 0.05mg/L を下回ると類推されること、②洗剤等の使用時は、大量に水を使用するため、少なくとも 10 倍以上に希釈され、公共下水道に排除すること、③病院内は不浸透性を有する材質で床面を被覆しており、一般的に病院施設が 1,4-ジオキサンの影響を及ぼすことはないことから、評価項目に選定していない。なお、事業計画地内の土壌汚染については、現在、地歴調査を行っており、使用履歴がある特定有害物質について調査中である。また、調査時期、調査場所、調査方法については兵庫県と現在協議中である。

環境項目「廃棄物」については、統合新病院から排出される医療系廃棄物の管理方法、処理方法は、法令等に基づき適切に対応する方針であり、具体的な対応方法を準備書に記載する。

環境項目「水象」については、土壌掘削は、止水処理を行った上で実施する予定である。

次に委員の「全般事項-環境影響要因」については、統合新病院は、災害拠点病院としてヘリポートを設置予定としており、定期運航の予定はなく災害時の非常用の確保を目的としている。ヘリコプターに係る環境基準として航空機騒音に係る環境基準について昭和 48 年環告第 154 号があるが、航空機騒音測定評価マニュアル令和 2 年環境省付録 1-2 において、災害派遣、航空救難等の緊急的な運航については、基準が適用されないとされている。以上のことより、①反復継続的な航空機の運航はなく、緊急的な運航に限られること、②生活環境の保全に係る環境基準の適用を受けないことを踏まえ、環境影響評価の検討は不要と考える。

「全般事項-交通安全対策」については、統合新病院の出入口交差点の救急車両動線の分離対策について具体的説明を準備書に記載する。

環境項目「騒音」「振動」「低周波音」については、騒音・振動調査地点の沿道環境4地点は広域での環境影響を考慮した上で、最も関係交通量が集約される地点として選定している。また、事業計画地南東部の住居は、国道171号の車両通行による影響が大きいため、供用後施設からの影響の把握が困難と考え調査地点としては選定していない。低周波音については、事業計画地が西側の大規模工場と東側の浄水場に挟まれた地域であることを踏まえて環境影響評価の項目として選定している。

「その他」については、住民意見や地域医療に配慮し、跡地利用について検討していく。

以上が欠席委員に対する回答である。

○委員長

ありがとうございます。それでは、次に資料⑨を基に事業者より説明いただいた事業計画概要について、意見・質問等あるか。

○委員

現市立伊丹病院と統合新病院の外来患者数が示されているが、統合新病院の開院に伴い現状から増加する車両等を把握するための調査等は実施する予定か。

○事業者

市立伊丹病院にて、毎年実施している外来患者に対する満足度調査の中で、交通手段として自家用車、市バス、自転車または徒歩のいずれで来院されているかを調査している。

○委員

現市立伊丹病院についてはそれで十分である。ただし、統合により移ってくる患者に対する、交通手段の分担率に関する資料はあるか。両病院にて実績を把握する必要があると考える。

○事業者

今回の統合では、近畿中央病院からの外来患者の影響が最も大きいと想定している。近畿中央病院では、来院する方のある程度の住所別の実績を把握しており、当該実績を市立伊丹病院の実績とかけあわせて検討する予定である。

○委員

そのくらいの精度で十分である。

○委員長

ありがとうございます。他に意見等はよろしいか。

○委員

(意見なし)

○委員長

それでは、資料④を基に事業者より説明があった概要書住民意見に対する見解書について、意見・質問等あるか。

○委員

この内容は確定しているのか。

○事業者

10月5日に事務局へ提出している。

○委員

①今回の事業は現在の病院を稼働しながらの工事であること、②周辺住民へ与える環境影響が大きいこと、③伊丹市の中心部での事業であることから、住民意見に対しては明確に回答する必要があると考える。例えば、出入口交差点の交通量の影響については、工事中と供用時に分けて回答した方がよいと考える。住民の意見が明確でない場合は、事業者にてその意図を想定して具体的に回答したほうが理解されやすいと考える。

○委員長

ありがとうございます。他に意見等はよろしいか。

○委員

(意見なし)

○委員長

資料②については、第3回環境審議会において委員からあった意見をまとめたものである。本資料について、全ての項目、あるいは事業者が選択した環境項目の選定理由等を項目毎に審議する。まず、「全般事項-調査・予測・評価の方法」について、意見、質問等あるか。

○委員

交通量調査の調査内容について、国道171号と県道米谷昆陽尼崎線での交差点および事業計画地の出入口交差点において、滞留長および滞留台数の調査を行うのか。

○事業者

ご指摘いただいた地点において、滞留長および滞留台数の調査を行う予定としている。

○委員

各種資料の中で記載されている用語について、「事業計画地」や「敷地」等が混在している。当該事業は、既存病院を稼働しながら、既存病院敷地内に統合新病院を整備していくという事業の性質上、事業が影響を与える範囲を示すにあたり、「事業計画地」、「地域」、「周辺」等の用語を使用する際は、どこを示しているのかわかるよう表現してほしい。

○事業者

委員ご指摘のとおり、「事業計画地」、「地域」等の用語を使用する際は、注意したい。

○委員

「地域」という用語を使用する際は、特に気を付けてほしい。

○事業者

承知した。

○委員長

続いて、環境項目「大気汚染」に関する審議を行いたい。意見・質問等あるか。

○委員

概要書P.96では、環境項目「大気汚染」において、環境影響要因「建築物等の建設」を選定しているが、既存建物の解体工事については、環境影響の予測評価の対象としているのか。

○事業者

環境影響要因「建築物等の建設」については、既存建物の解体工事も環境影響評価の予測評価の対象としている。

○委員

既存建物の解体工事も環境影響評価の予測評価の対象とするのであれば、「項目選定の理由」に、既存建物の解体工事による環境影響に関する記載が必要であると考え。具体的には、アスベストやPCB等の有無も含めた記載が必要であると考え。

○事業者

準備書に記載する。

○委員

「項目選定の理由」に、「外来通院等の自動車交通の増加」との記載があるが、この表現では誤解を与える可能性があるため、記載内容を検討する必要があると考え。具体的には、自動車交通量が増加する理由

が、①統合するそれぞれの病院の患者における統合新病院への外来通院等による自動車交通量が増加するという意味なのか、②統合新病院の外来等患者数が市立伊丹病院よりも多くなるため、自動車交通量が増加するという意味なのか、誤解を与えない表現とすること。

○事業者

表現の方法について検討する。

○委員長

通常、自動車等を主体とする大気汚染の影響は、二酸化窒素(NO₂)および浮遊粒子状物質(SPM)を主体として評価されている。当該事業の環境影響評価においても、NO₂およびSPMの2項目を対象として進めていくことでよろしいか。

○委員

(了承)

○委員長

続いて、環境項目「水質汚濁」に関する審議を行いたい。

資料⑩の欠席委員からの意見では、医療系排水に対する適切な対応が必要である旨の提案があった。一方で、概要書P.96の「項目選定の理由」には、医療系排水に関する内容は記載されていない。病院事業において、医療系排水が問題となることはあるのか。

○事業者

病院から排出される医療系排水は、血液検査等の検査部門において排出されるものが該当すると考えている。このような排水は、水質に与える影響が高いと考えているため、除害施設で適切に処理を行った後に、公共下水道へ排除している。今後整備する統合新病院においても、医療系排水は、多量でないものの継続的に排水するため、排水の水質等を自動計測でき、適切な処理を行うことのできる除害施設の導入を予定している。また、医療系排水以外にも、患者から採取した血液等については、凝固させて、特別管理産業廃棄物として、最終的には焼却処分することとなる。

○委員

現在の排水処理の技術において、医療系排水で問題となることはほとんどないと考えているが、当該事業の性質上、両病院が統合して、新病院が建設されることから、統合新病院からの医療系排水の影響を検討するためには、それぞれの病院において使用する薬品や検査方法等を調査しておく必要があると考える。

○事業者

統合新病院は、両病院を統合するというものであるため、臨床検査等の様々な部門において、ワーキンググループを設置して、両病院で行っている検査等の相違点の洗い出しを行っている。委員ご指摘のとおり、十分配慮して、漏れがないように適切に対応する。

○委員長

概要書P.96の当該項目について、いずれかの対応が必要と考えている。1つ目は、環境に著しい影響を及ぼさないとして当該項目の選定は行わず、「選定項目の理由」に、医療系排水について適切な対応をする等の記載をする。2つ目は、環境に影響を及ぼすとして当該項目を選定し、環境影響評価を進める。当該内容について、答申に盛り込むかどうかを今後検討することとしたい。

○委員

(了承)

○委員長

続いて、環境項目「土壌汚染」に関する審議を行いたい。ご意見・質問等あるか。

○委員

土壌汚染対策法の中で対応するのであれば、概要書に記載の考え方で問題はないと考えている。

○委員長

続いて、環境項目「騒音」「振動」に関する審議を行いたい。ご意見・質問等あるか。

○委員

資料⑤の調査地点について、第3回環境審議会において、事業計画地南東部の敷地境界付近での調査の必要性について質問を行い、事業者からの回答としては、当該地点は、国道171号に隣接しており、道路交通の影響を大きく受けることから、供用後施設からの騒音および振動を把握することは難しいと考えており、調査を行わないとのことであった。しかしながら、当該地点は、新設病院と最も住環境が隣接している地点であるため、調査が必要であると考えている。

○事業者

委員からのご指摘にもあるとおり、事業計画地の南東部には、住環境が隣接していることから、調査地点として考えている。当該地点も含めて調査を実施していきたい。

○委員長

資料②の「騒音」「振動」の項目に関する意見についても対応することで進めてほしい。

○委員長

続いて、環境項目「低周波音」に関する審議を行いたい。第3回環境審議会において、事業計画地内には低周波音を発生する装置の設置予定がないため、予測調査の必要性はないのではないかとの意見があったが、事業者からの回答としては、事業計画地の東側および西側に大規模事業場があるため、対象としているとのことであった。このような事業者の見解のもと、環境影響評価を実施していくことでよろしいか。

○委員

(了承)

○委員長

続いて、環境項目「地盤沈下」に関する審議を行いたい。第3回環境審議会において意見はなかった。概要書P.96によれば、事業計画地内での揚水計画がないことから、当該項目を選定していない。このような事業者の見解のもと、環境影響評価を実施しないことでよろしいか。

○委員

(了承)

○委員長

続いて、環境項目「悪臭」に関する審議を行いたい。第3回環境審議会において意見はなかった。概要書P.96によれば、事業計画地内に悪臭の発生源はないものの、事業計画地の周辺に住居があることから、環境影響評価を実施することとしている。このような事業者の見解のもと、環境影響評価を実施していくことでよろしいか。

○委員

(了承)

○委員長

続いて、環境項目「日照障害」に関する審議を行いたい。第3回環境審議会において意見はなかった。概要書P.96によれば、日影規制を遵守した構造とする計画であるが、建物の存在により、事業計画地の周辺住居に対する配慮を必要とすることから、環境影響評価を実施することとしている。このような事業者の見

解のもと、環境影響評価を実施していくことでよろしいか。

○委員

(了承)

○委員長

続いて、環境項目「電波障害」に関する審議を行いたい。第3回環境審議会において意見はなかった。概要書P.96によれば、日照障害と同様に、建物の存在により、事業計画地の周辺住居への配慮を必要とすることから、環境影響評価を実施することとしている。このような事業者の見解のもと、環境影響評価を実施していくことでよろしいか。

○委員

(了承)

(休憩 16:00~16:10)

○委員長

続いて、環境項目「廃棄物」に関する審議を行いたい。第3回環境審議会において意見はなかった。概要書P.96によれば、建築物等の建設工事中および建物利用に伴う供用時に配慮する必要があるとしている。

○委員

概要書P.96には、建設系廃棄物のみを対象としており、先ほど委員からのご指摘にもあった医療系廃棄物については対象とされていない。また、事業者の回答では、医療系廃棄物や特別管理産業廃棄物については、法令遵守し、適切な管理および処分を行う等の環境配慮を行うとのことであった。このような廃棄物の取り扱いについては、法令を遵守する等の環境配慮を行うことは当然のことであり、むしろ、住民や社会の関心は、世界的に話題となっているプラスチックごみや、コロナ禍における病院事業に伴って発生する事業系一般廃棄物や、工事中における作業員の方々から排出される一般廃棄物にあると考えている。環境影響評価の目的は、事業を行うにあたり、事業計画地の周辺住居等への影響を可能な限り低減させることであり、このことから、住民や社会が関心を持っているプラスチックごみや、施設供用後に排出される事業系一般廃棄物、工事中に排出される一般廃棄物等の処理方法についても、準備書、評価書への記載が必要であると考える。

○事業者

現病院から排出される廃棄物について説明する。プラスチックごみは全て産業廃棄物として処理している。これには、弁当ガラや薬品等の包装用フィルムが該当する。また、紙ごみ等の燃えるごみは、事業系一般廃棄物として処理している。コロナウイルス感染患者や感染疑いのある患者に関連するごみについては、その他廃棄物と混在しないよう特別管理産業廃棄物として処理している。

○委員

例えば、病院内の受付や待合室等のごみについてはどのように処理しているのか。

○事業者

病院内で検査を受ける前の患者等に関連するごみは一般廃棄物として取り扱っている。ただ、咳や痰が含まれるごみは、医療系廃棄物として分別し処理している。また、診察室や処置室等で、鼻をかむ等で排出されるごみも、医療系廃棄物として処理している。病院でのごみの取り扱いについては、現在のところ、保健所からの医療監視において、廃棄物の処理に関する指導を受けている。この医療監視では、廃棄物を細かい分類に分けて、適切に処理しているのか確認され、例えば、呼吸器系疾患のある患者から排出されたごみを適切に処理しているか、ごみ収集業者の方が有害物質等を暴露しないようごみを取り扱っているか等の指導を受けている。このことから、病院から排出されるごみについては、法令および保健所の指導に基づき適切に

処理する旨は記載できると考えている。

○委員

病院から排出されるごみの取り扱いについては、明文化しておく必要があると考えている。例えば、住民や社会が関心を持っている事業系一般廃棄物等についても、保健所等の指導により適切に対処している旨を記載する必要があると考えている。

○事業者

準備書に記載することを検討する。また、工事中に排出される一般廃棄物についても、廃棄物の適切な処理を前提として、ごみ削減に関する対策を検討している状況にある。今後、工事を発注していく中で、廃棄物や省エネ等に関する環境配慮を工事業者の選定項目の要素にしていきたいと考えている。

○委員

一般廃棄物の環境配慮に関する内容を準備書に記載してほしい。

○事業者

承知した。

○委員長

周辺住民が、当該事業に対して心配することのないような環境配慮を実施することを示す準備書を作成して欲しいという趣旨の意見であったと考える。今後、答申として、当該意見が反映されることも考えられる。

○委員長

環境項目「景観」に関する審議を行いたい。第3回環境審議会において、事業計画地周辺の景観がどのような見え方になるのか、多数の地点で予測する旨の意見があった。

○委員

事務局に確認するが、資料⑥に景観の調査・予測・評価の考え方が示されており、自然環境と一体をなしている景観資源を眺望する景観を対象とする資料が出されているが、環境影響評価で扱うのは自然環境と一体をなしている景観資源を眺望する景観に限定するというのか。また、自然環境と一体をなしていることを考えると建物の配置やボリューム等に関して環境影響評価を行うと考えていいか。

○事務局

環境影響評価に関する技術指針において、環境影響評価に関する景観の部分をどう考えるかについて示している。技術指針 P. 47 の環境項目「景観」について評価の留意点として「伊丹市都市景観条例に定める形成基準等に適合していること」、「周辺地域景観との調和に配慮していること」がある。この評価の留意点を満たす環境影響評価を考えていくということになる。

○委員

周辺地域景観との調和というところに自然環境と一体をなしているという部分も含まれてくるということか。

○事務局

お見込みのとおりです。

○委員

伊丹市では「みどりの基本計画」が策定されているが、概要書の中で一切記載されていない。「みどりの基本計画」では伊丹緑地、グリーンラインと3つの公園（昆陽池公園、瑞ヶ丘公園、緑ヶ丘公園）を繋ぐみどりの連続性が重要視されており、みどりのコアという位置付けがされている。事業計画地がみどりのコアの一番西に入っており、伊丹市のみどりの基本計画の中では重要な地域になっている。

また、資料⑥（図 事業計画地周辺の主要な景観資源・眺望点（風致地区、天然記念物、巨樹・巨木）と可視領域（現地踏査結果））では、事業計画地周辺の主要な景観資源を整理しているが、景観資源は、天然記念物や風致地区等で指定されているものだけでなく、少なくとも緑地保全地区は記載すべきと考える。事

業計画地南側の東天神社は緑地保全地区になっており、みどりの基本計画でも位置付けられている非常に重要な場所となっている。

本事業にみどりの連続性の視点を取り込んでほしいと考えている。具体的には、昆陽池公園からスワンホール、アイ愛センターのクスノキやケヤキ並木があり、それらが事業計画地へと繋がるみどりになると考えている。加えて、緑地保全地区の東天神社までみどりの連続性を広げると「伊丹すみどりの基本計画」に整合したものになる。その上で、環境影響評価において予測評価を行ってほしい。

次に、資料⑥（図 事業計画地周辺の主要な景観資源・眺望点（風致地区、天然記念物、巨樹・巨木）と可視領域（現地踏査結果））の眺望点だが、遠景景観については提示資料に示す地点でよいと考える。また、中景景観についてB-1はスワンホールの前くらいがよいと考える。前に建物があつて見えにくいところがあるが、病院の配置が国道171号寄りになると見えるポイントが出てくるのではないかと。スワンホールの前からアイ愛センターの前のみどりの連続性をふまえ、事業計画地を見た時に景観的にどのようなようになるのか気になる。B-2, 3, 4, 5は病院建物の一部が視認できた地点と記載されているが、現病院の建物が見えるということか。

○事業者

統合新病院の建物が見えると予測される地点である。

○委員

建物の配置はいつ決まるのか。

○事業者

基本設計が完了する今年度末を予定している。

○委員

歩行者の近景の眺望点については建物の配置が決まってから決定するとの説明があつたが、中景の眺望点についても建物の配置が決まってからでないかと想定が難しい。B-4は事業計画地側へもう少し近い地点がよく、市役所と消防署の間の交差点くらいから見るまちなみと統合新病院の建物とのバランスから考えると環境影響が大きくなりそうな位置であるかと考える。B-3, 4は事業計画地側へもう少し近い位置から見て影響評価する必要がある。中景景観についても統合新病院の建物の配置が決まってから再検討すべきである。

近景について、街角からの景観は非常に印象が強くなるので、国道と県道との交差点を眺望点として選定すること。具体的には「(資料⑥) 環境項目「景観」に関する資料」での30番は少なくとも選定すること。事業計画地の西側は歩道沿いの既存植栽が残るか残らないかで景観の印象が変わってくると考える。この植栽計画についても基本設計で決定するのか。

○事業者

基本設計で植栽計画についてもおおよそ決定する予定である。

○委員

事業計画地の西側、南側、北東側の3つの道路沿いで歩行者景観の影響評価を行う必要があると考えているが、概要書には建物の配置が決定した段階で記載するのか。

○事業者

概要書P.110に記載のとおり、主要な眺望点の詳細位置は配置計画確定後に決定する。

○委員

景観資源の資料として、遠景景観を含めたものは「(資料⑥) 環境項目「景観」に関する資料」のスケールでよいが、事業計画地に少し近い範囲内でどこにみどりがあるかをおさえて評価することになる。例えば、緑地保全地区、街路樹、工場緑地等はどこに位置するのか。大事なのは既存のみどりがどこにどのくらいのボリュームがあるのか。建物の配置や植栽計画によって、どこのみどりが減るのか、あるいはどこのみどりが増えるのかが重要である。みどりがなくなると景観的にマイナスになったと感じられるため、可能な限り事業計画地内の既存のみどりは残しながら事業計画を策定してほしい。

歩行者目線の近景景観の矢印を書いている資料⑥を見ると、昆陽池公園まで記載されているが、もうひとまわり広域図が好ましい。

○委員長

今出てきたような意見を踏まえて、答申案に盛り込むことを検討するので、事業者は、当該内容を考慮して準備書の作成にあたってほしい。

○委員長

次に環境項目「地球環境」について審議を行いたい。第3回環境審議会において意見はなかった。ご意見・質問等あるか。

○委員

(意見なし)

○委員長

次に環境項目「地象」、「水象」について審議を行いたい。第3回環境審議会において委員より意見をいただいているが、他にご意見・質問等あるか。

○委員

(意見なし)

○委員長

次に環境項目「動・植物」について、審議を行いたい。資料⑦、⑧を含めてご意見・質問等あるか。

○委員

(意見なし)

○委員長

最後に環境項目「文化財」について、審議を行いたい。事業計画地内には特に指定されるものはないとのことだが、環境項目を選定しないことで進めてよいか。

○委員

(了承)

○委員長

全体を通して確認したい。環境項目「騒音」について、概要書P.103では供用時に「設備の稼働」に関する影響について予測評価の対象となっているが、環境項目「振動」について概要書P.105では供用時に「自動車交通の増加」に関する影響のみについて予測評価することになっており、「設備の稼働」に関する予測評価が対象とされていない。病院には空調設備やガスコージェネレーションシステム、非常用発電機等の振動を発生する設備があるが、「設備の稼働」に関する予測評価を追加すべきだと考える。

○事業者

機械設備については建物の屋上部分や棟屋部分に置くことを想定している。振動に関しては下階の病室に振動を伝えてはいけないため、防振装置等を用いて上階から下階への振動についてあらゆる形で防ぐため、敷地全体に与える振動は原則起きないものと考えている。また、振動が敷地外に伝わって周辺環境に影響を及ぼす恐れはないと想定していたため、「設備の稼働」については記載していない。

○委員長

本日の審議については以上となる。今後、お気づきになったご意見等がある場合は、事務局まで連絡いただければ、次回「第2回伊丹市環境審議会専門委員会」にて答申案の作成において考慮させていただく。

・連絡事項

[事務局より、次回の専門委員会は12月8日(火)午前10時から答申案の審議を予定している旨案内]

[事務局より、次回の審議会は12月24日(木)午後2時から答申案の審議および答申を予定している旨案内]

閉会 (16:50)

以上